

「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例（仮称）」の 骨子案にかかる検討経過

歩きながらの喫煙（歩行喫煙）は人ごみの中など周囲の状況によっては、やけどを負わせたり、衣服等を焦がすなどの事故が生じかねない危険な行為です。

この歩行喫煙については各自治体で独自の条例を策定するなどの取り組みがなされているところです。本市においては、「歩行禁煙モデルストリート」を設定し、歩行喫煙の防止に向け取り組んできたところですが、依然として解消には至っておりません。

本市議会においては、各会派から選出された議員で構成する「歩行喫煙等防止条例検討会議」を立ち上げ、歩行喫煙等の防止徹底に向けた政策条例の策定に向けて検討を行ってまいりました。このたび、「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例（仮称）」の骨子案がとりまとまったものです。

1. 歩行喫煙等防止条例検討会議の構成員

座長	公明党仙台市議団	鈴木 広康	議員
	自由民主党・仙台	加藤 和彦	議員
	市民フォーラム仙台	加藤 けんいち	議員
	自由民主党復興仙台	跡部 薫	議員
	公明党仙台市議団	佐藤 和子	議員
	日本共産党仙台市議団	ふるくぼ 和子	議員
	社民党仙台市議団	相沢 和紀	議員
	輝く仙台	小野寺 淳一	議員

※「みんなの仙台」は、平成 27 年 3 月 25 日より、会派名を「輝く仙台」に変更しました。

2. 歩行喫煙等防止条例検討会議の開催状況 ※下記の他、関係団体との協議等を随時行いました。

開催回	開催年月日	検討項目
第 1 回	平成 26 年 12 月 8 日（月）	・本市の歩行喫煙及び吸い殻のポイ捨て等に関する状況について ・検討スケジュールについて ・他都市の状況 など
第 2 回	平成 26 年 12 月 24 日（水）	・条例の骨子案について ・関係法令について など
第 3 回	平成 27 年 1 月 14 日（水）	・条例の骨子について ・現地調査について など
第 4 回	平成 27 年 1 月 29 日（木）	・現地調査結果について ・条例の骨子について ・関係団体との協議について など
第 5 回	平成 27 年 2 月 16 日（月）	・条例の骨子について など
第 6 回	平成 27 年 2 月 27 日（金）	・条例の骨子について など
第 7 回	平成 27 年 3 月 6 日（金）	・条例の骨子について ・市民意見聴取について など
第 8 回	平成 27 年 3 月 13 日（金）	・市民意見聴取について など
第 9 回	平成 27 年 3 月 19 日（木）	・市民意見聴取について など
第 10 回	平成 27 年 4 月 2 日（木）	・市民意見聴取について など

3. 検討にあたっての主な論点

①条例の目的と対象及び「分煙」への取り組みについて

条例の目的と対象について検討する中で、たばこの煙の健康への影響にも着目し、喫煙者と非喫煙者の両方の視点から「分煙」の考えも骨子案に盛り込むべきか検討しました。

より具体的に議論していく中で、重点地区周辺に喫煙場所を整備する一方で重点地区内での喫煙行為を規制すれば、歩行喫煙も必然的になくなり、喫煙者および非喫煙者の両方にとってより良い環境が確保できる、との意見がありました。

一方で、現地調査も行いながら協議を重ねた中で、たばこの煙を漏らさない一定の水準を満たす喫煙場所の整備については、道路法等の法律の制限があり、具体的な設置場所や箇所数等を想定しての議論は難しいとの意見も出されました。

協議を重ねた結果、骨子案の規制対象行為は歩行喫煙に限定し、「分煙」の考え方については重要ではあるものの、骨子案には盛り込まないとの認識で一致しました。

②罰則について

条例の効果を上げるために、重点地区において歩行喫煙をした者に対して罰則（過料）を科すことも検討しました。

協議においては、歩行喫煙防止の徹底という条例の目的を達成するためには、罰則を科すことも必要なのではないかと意見もありましたが、一方で、罰則を科すためには取締のための人件費が相当にかかり、現在の歩行喫煙者が一定数まで減少していることを踏まえると、費用対効果の点で適切ではない、という意見や、罰則の前にできることから行うべき、との意見もありました。

なお、罰則ではなく、希望者に対して禁煙プログラムにつなげる等の支援により歩行喫煙防止の徹底を図るべきであるという意見も出されました。

協議の結果、本骨子案に罰則を規定することはしない、との認識で一致しました。

③吸い殻のポイ捨てについて

歩行喫煙と関連のある行為である吸い殻のポイ捨てについても、併せて規制するか検討しました。

協議においては、吸い殻のポイ捨てと歩行喫煙の規制を併せて行うことによる相乗効果が期待されるとの意見もありましたが、一方で、既存の「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」において、吸い殻を含むごみのポイ捨てを規制する規定があり、これまでも様々な取り組みがなされていることから、あえて吸い殻だけをさらに規制することは混乱を招くのではないかと意見もありました。

協議の結果、本骨子案に吸い殻のポイ捨てについては規定しない、との認識で一致しました。

④重点地区の設定について

歩行喫煙を禁止とする重点地区については具体的には市長が定めることとしますが、どのような地区を想定して骨子案を策定すべきか検討しました。

協議においては、面的に設定すべきではないかと意見もありましたが、一方で、面的に設定するのであれば喫煙場所も整備・確保しないと、実質的に屋外での喫煙を大きく規制することとなり、慎重な議論が必要ではないかと意見もありました。また、重点地区の設定基準は明確にはしませんが、歩行者数の多い通りであることに異論はなく、関係団体等の協力のもと進めてきたこれまでの「歩行禁煙モデルストリート」の取り組みを尊重すべきではないかと意見もありました。

協議の結果、当面は現在の「歩行禁煙モデルストリート」を重点地区として想定することで一致しました。